

「令和2年度フォスタリング機関支援事業（鈴鹿・南勢志摩・伊賀・紀州児童相談所管内）」
 企画提案コンペに関する質問への回答について

No.	質問	回答
1	<p>【実施事業について】</p> <p>普及啓発・リクルート事業、研修・トレーニング事業、訪問等支援事業の3事業すべてではなく、1～2事業のみを行う事は可能か？</p>	<p>3事業のうち、1～2事業のみを実施することはできません。 本事業では、地域ごとに包括的な里親養育支援機関（フォスタリング機関）を整備することを目的とするため、3事業すべての実施が必要です。</p>
2	<p>【各事業の実施について】</p> <p>昨今の新型コロナウイルスの影響により、今年度 啓発イベントや研修などが予定通りに実施できなかった場合はどのような扱いになるのか？</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大等、受託者の責に帰さない事態により、事業（啓発イベントや研修等）を実施できない場合は、契約の変更など、その都度協議しながら柔軟に対応します。</p>
3	<p>【スキルアップ研修について】</p> <p>フォスタリング実施地域内のみで3回以上実施でも可能か？</p>	<p>※業務委託仕様書 3－（2）－②</p> <p>里親スキルアップ研修は、本県で登録中の全里親を対象とするため、事業実施地域に限定せず、できるだけ多くの里親が参加できるよう開催地域の選定をお願いします。</p>

No.	質問	回答
4	<p>【人件費について】</p> <p>積算（12ヶ月分）か契約開始から3月末までの期間か、どちらの費用を計上すればよいのか？</p>	<p>事業費は「本事業実施による人件費」を対象とするため、12ヶ月分ではなく、契約期間（契約締結予定の令和2年6月から令和3年3月31日まで）の人件費を計上してください。</p>
5	<p>【職員配置について】</p> <p>児童家庭支援センター職員が兼任することは可能か？</p>	<p>※業務委託仕様書 4</p> <p>児童家庭支援センター運営事業及び本事業は、いずれも国の補助事業を活用しているため、原則として、児童家庭支援センター職員が本事業の職員を兼任することはできません。ただし、児童家庭支援センターに籍を置く職員が、本事業の専任となることは差し支えありません。</p>
6	<p>【担当職員の研修会への派遣について】</p> <p>業務委託仕様書の4 実施体制に「本事業を実施する職員に対して、里親養育、里親支援等の研修に積極的に参加」とあるが、職員の研修参加に関する費用も本事業の対象になるのか？</p>	<p>※業務委託仕様書 4</p> <p>職員の研修参加に関する費用（旅費及び参加費等）は、本事業の対象となります。</p>
7	<p>【フォスタリング業務用の車両や事務機器の購入について】</p> <p>購入かリースで検討しているが、望ましい形態はあるのか？</p>	<p>本事業が単年度事業であることをふまえて、車両や事務機器等の大型機器については、購入ではなくリースを想定しています。</p>